

平成30年4月から、
国民健康保険制度が変わります。

Q1 どんな点が変わるの？

県は、市町村と一緒に国民健康保険の財政運営を担うこととなります。また、運営方針の決定や市町村ごとの標準保険料率の算定・公表なども行います。平成30年4月からは、国民健康保険証に新たに県の名称が加わりますが、住民生活に直結する資格の管理、保険税の賦課徴収、医療給付などは今まで通り市町村が行います。

Q2 どうして変更する必要があるの？

国民健康保険制度は国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「加入者における高齢者の割合と医療費が高い」「保険税の元となる所得は低い」ことから、運営が赤字になってしまうという問題を抱えています。さらに70歳以上の高齢者数、医療費が増加していることから、国民皆保険制度を維持し、将来にわたって皆さんの健康を守るためには、市町村に加え、県も国民健康保険の財政運営に関わり、制度を支えていく必要があるからです。

Q3 この変更によるメリットはなに？

- ①県内市町村における事務が、効率化、標準化、広域化されます。
- ②県内市町村間の住所移転であれば、高額療養費該当回数のカウントが通算されます。

Q4 保険税はどうなるの？

県内における保険税の負担を公平にすることが求められます。標準保険料率が示されるため、市町村によっては、保険税が上がる場合があります。

問 保険年金課 ☎ 25-5201

平成29年度

国民健康保険税
納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税（以下、国保税）は、①均等割、②平等割、③所得割、④資産割に基づき課税されますが、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。（該当者は申請をしなくても軽減されます）

《対象となる世帯》

6割軽減…所得が33万円以下の世帯

4割軽減…所得が33万円＋（27万円×被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯
※特定同一世帯所属者：国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方

ただし、世帯主および世帯内の被保険者等の中に未申告者等がいる場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません

後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

世帯主または世帯内の加入者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することによって単身加入世帯になる場合、その月から5年間平等割が半分に軽減され、その後3年間4分の1が軽減されます。適用されるのは、後期高齢者医療制度に移行した方と、継続して同一世帯である場合です。（該当者は申請をしなくても軽減されます）

社会保険等の被保険者だった方の国保税の減免

社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により当分の間、国保税の減免が受けられます。

問 市民税課（国保税担当） ☎ 22-2209

ご寄附ありがとうございました

次の方から、社会福祉のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。（平成29年5月）

▶5月16日、秩父市ゴルフ協会様から、46,400円

問 社会福祉課 ☎ 25-5204



山本 敏雄
（日野田町）



井上 時雄
（東町）



高野 勝恵
（荒川白久）

任期満了により退任され、民生委員・児童委員として長年にわたり、地域福祉の向上に努められた、次の方々に対し厚生労働大臣より特別表彰が授与されました。

